

## 協議第 5 1 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会

議会議員及び農業委員会委員の

定数及び任期に関する小委員会

委員長 坂田 公弘

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 . 新市に 1 つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会の委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定を適用し、平成 1 8 年 3 月 2 1 日までの 1 年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 . 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数を 3 0 人とし、農業委員会等に関する法律第 1 0 条の 2 第 2 項の規定を適用し、旧市町村を区域とする 4 つの選挙区（旧市町村の定数：菊池市 1 2 人、七城町 6 人、旭志村 6 人、泗水町 6 人）を設ける。

平成 1 6 年 9 月 2 日 確認

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				関係項目																									
調整の内容	1. 新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会の委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成18年3月21日までの1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2. 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数を30人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、旧市町村を区域とする4つの選挙区(旧市町村の定数: 菊池市12人、七城町6人、旭志村6人、泗水町6人)を設ける。																													
	現					況																								
市町村名	菊池市		七城町		旭志村		泗水町																							
市	1. 委員数	22人		16人		20人		18人																						
	・選挙委員	16人		10人		13人		12人																						
	・選任委員	6人		6人		7人		6人																						
	(議会推薦)	(5人)		(5人)		(5人)		(5人)																						
	(農協等)	(1人)		(1人)		(2人)		(1人)																						
2. 委員の任期	平成14年4月1日～平成17年3月31日		平成15年4月1日～平成18年3月31日		(平成13年11月1日～平成16年10月31日) 平成16年11月1日～平成19年10月31日		平成15年5月2日～平成18年5月1日																							
町 村 別 内 容	区 分		選 挙 委 員			選任委員		備考(要件等)		根拠法令																				
			選出方法等		定 数	任 期																								
	新市に1つの農業委員会を置く場合		原則	合併の日から50日以内に選挙		条例で定める数	3年	新たに選任		農業委員会等に関する法律第3条第1項 同法第7条及び第15条の各第1項																				
			特例	存続、但し右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選		協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定めた期間	新たに選任		農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項																				
	新市に2以上の農業委員会を置く場合		原則	各委員会ごとに選挙		各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任		新市の区域面積24,000ha または、農地面積7,000ha を越えること 農業委員会等に関する法律第3条第2項 公職選挙法第33条第3項																				
			特例	存続、但し右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選		協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定めた期間	新たに選任		新市の区域面積24,000ha または、農地面積7,000ha を越えること 農業委員会等に関する法律第3条第2項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項																				
			特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続		従前の定数	従前の各委員会の委員の在任期間	従前の市町村の委員はそれぞれ新委員会の委員となって存続		新市の区域面積24,000ha または、農地面積7,000ha を越えること 農業委員会等に関する法律第3条第2項 農業委員会等に関する法律第34条第1項																				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【農委法第3条第2項】【同施行令第1条の3】</p> <p>新市の区域面積 27,665ha 区域が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える場合、2以上の農業委員会を置くことができる。</p> <p>新市の農地面積 6,687ha</p> <p>新市の基準農業者 3,506人(農家戸数+農業法人数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>市町村名</td> <td>菊池市</td> <td>七城町</td> <td>旭志村</td> <td>泗水町</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>基準農業者数</td> <td>1,734</td> <td>618</td> <td>533</td> <td>621</td> <td>3,506</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>3,190</td> <td>1,052</td> <td>1,216</td> <td>1,229</td> <td>6,687</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【農委法第10条の2】</p> <p>農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>【農委法施行令第5条】</p> <p>法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が五百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が六百以上となるようにしなければならない。</p> </div> </div>												市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計	基準農業者数	1,734	618	533	621	3,506	農地面積	3,190	1,052	1,216	1,229	6,687
	市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計																								
	基準農業者数	1,734	618	533	621	3,506																								
農地面積	3,190	1,052	1,216	1,229	6,687																									

## 協議第51号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（参考資料）

### 農業委員会委員の定数及び任期に関する法令等（抜粋）

【農業委員会等に関する法律】（以下「農委法」という）

第3条 [市町村に農業委員会を置く](#)。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地のない市町村には、農業委員会を置かない。

（第2項から第6項省略）

第4条 農業委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は[選挙による委員](#)及び[選任による委員](#)とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、[10人から40人](#)までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

【農業委員会等に関する法律施行令】（以下「農委法施行令」という）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

- |   |  |
|---|--|
| 一 | その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会・・・20人以下                    |
| 二 | 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会・・・30人以下                        |
| 三 | その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会・・・40人以下 |

【公職選挙法】

第33条第3項 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項（市町村の設置の告示）の告示による[当該市町村の設置の日から50日以内](#)に行う。

【農委法第10条の2】

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に

従い、[条例で当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。](#)

- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

【農委法施行令第5条】

法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の[農地面積が五百ヘクタール以上](#)となるか、又は[基準農業者数が六百以上](#)となるようにしなければならない。

【農委法第12条】

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 [各1人](#)
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 [4人以内](#)

【農委法第15条】

選挙による[委員の任期は、3年](#)とし、一般選挙の日から起算する。・・・(以下省略)

(第2項・第3項省略)

- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日まで在任する。

(第5項省略)

【農委法第19条】

農業委員会(選挙による委員の定数が21人以上であるものに限る。)に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農林水産省令で定めるところにより1又は2以上の部会を置くことができる。

【合併特例法第8条第1項】

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては[八十を超えず十](#)を下らない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。以下略

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の[合併後一年](#)を超えない範囲で当該協議で定める期間

協議第51号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 参考資料

協議会名称	調 整 方 針
鹿本地域合併協議会	<p>1．新市に1つの農業委員会を設置する。 選挙による委員の定数を20人とし、旧市町を区域とする5つの選挙区（旧市町の定数：山鹿市7人、鹿北町3人、菊鹿町4人、鹿本町3人、鹿央町3人）を設けるものとする。</p> <p>2．合併時における農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、旧市町の選挙による委員のうちから互選により選出する。 なお、委員の定数は、前項の例によるものとし、委員の任期は、合併の日から1年以内とする。</p> <p>3．新市に農業委員会協力員を置く。 なお、農業委員会協力員の定数、業務等については合併までに調整する。</p>
菊池南部四町合併協議会	<p>1．新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会の委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成18年2月27日までの1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2．在任特例適用後に行われる一般選挙の定数等については、新市の農業委員会において調整する。 農業委員会等に関する法律改正案が今国会に提案され、本年6月に成立の見込みである。施行日は公布の日から6ヶ月以内となっており、遅くとも平成16年末までには施行される予定。</p>
玉名地域1市8町合併協議会	<p>1．新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち40人は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2．新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は11とし、現在の玉名市に従前の区域と同じ範囲で3選挙区及び、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町にそれぞれ1選挙区を設ける。</p>
阿蘇中部3町村合併協議会	<p>1．新市に1つの農業委員会を設置する。</p> <p>2．新市における選挙による委員の定数は30名とする。</p> <p>3．3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>4．特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。選挙区ごとの定数は次のとおりとする。 一の宮選挙区9名、黒川選挙区6名、内牧選挙区3名、山田選挙区3名、永水尾ヶ石選挙区5名、波野選挙区4名。</p>

協議第51号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 参考資料

協議会名称	調 整 方 針
南阿蘇3村合併協議会	<p>1. 農業委員会の委員のうち選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新村の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新村の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を20名とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区数は3とし、白水村、久木野村、長陽村にそれぞれ1選挙区を設ける。</p>
宇城西部五町合併協議会	<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 新市の農業委員会委員の任期については、新市に一つの農業委員会を置き、5町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会委員としての身分を有する。</p> <p>2. 農業委員会の選挙による委員の定数は20人とし、その選挙については、選挙区を設ける。選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。三角町4人、不知火町3人、松橋町5人、小川町6人、豊野町2人</p>
宇城東部二町合併協議会	<p>1. 農業委員会等に関する法律第7条第1項で定めることとされている新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>2. 合併の際、農業委員会の選挙による委員で新町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
天草上島4町合併協議会	<p>1. 農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
矢部・清和・蘇陽合併協議会	<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙で選任された委員の任期は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き選挙委員として在任する。</p> <p>2. 在任期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は3とし、矢部町、清和村、蘇陽町にそれぞれ1選挙区を設ける。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、新町において農業委員会委員の定数について協議する。</p>